

社会福祉法人入間市社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人入間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において、地域福祉を推進する財源を確保するために、いるま社協だよりを広告媒体として活用して市内事業所等の広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- (5) 誇大表示、不良表示その他表現が不適切なもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが不適当であると会長が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 各種法令に違反している事業者
- (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (3) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (4) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (7) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (8) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定す

る探偵業とされる業種及びこれに類する業種

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定す暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
 - (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続を開始している事業者
 - (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
 - (13) その他、広告を掲載する業種又は業者として適当でないと会長が認めるもの
- (広告の規格等)

第 3 条 広告の規格、掲載条件、申込み手続等は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は、最長連続 6 回で 1 号単位とする。

(広告の募集)

第 5 条 広告の募集は、いるま社協だより及びホームページを利用し行うものとする。

(広告の掲載申込み)

第 6 条 広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、広告掲載申込書（様式第 1 号）により、本会窓口、郵送又はメールで申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第 7 条 会長は、第 3 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に広告掲載決定通知書（様式第 2 号）を通知するものとする。

2 第 3 条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合は、申込み期限の翌日（休日等の場合は、申込み期限後の営業日）に抽選を行い決定ものとする。ただし、年間掲載希望者は優先する。

(広告の提出)

第 8 条 広告主は、掲載する広告原稿を会長が指定する期日までに、本会に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第9条 会長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続を経ることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触するものであるときで、前条の規定によつても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと会長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により会長に申し出なければならない。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(広告掲載料の返還)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告の掲載ができなかつた場合は、この限りでない。

2 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容、その他広告に関するすべての事項について関係法令を遵守し、一切の責任を負う。

(協議)

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本会の判

断に従うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。